

総合的な福祉拠点整備基本構想 (案)

令和7年1月

春日井市

— 目 次 —

I 背景と現状

1 背景	1
2 関連計画	2
3 総合福祉センター敷地内にある施設の状況	5
4 主な貸館施設の利用状況	14
5 市民のニーズ	16

II 整備構想

1 基本的な考え方	17
2 基本理念（コンセプト）	18
3 整備の視点	18
4 整備方針	19
5 法的位置づけ	20
6 施設の規模・整備手法	21

I 背景と現状

1 背景

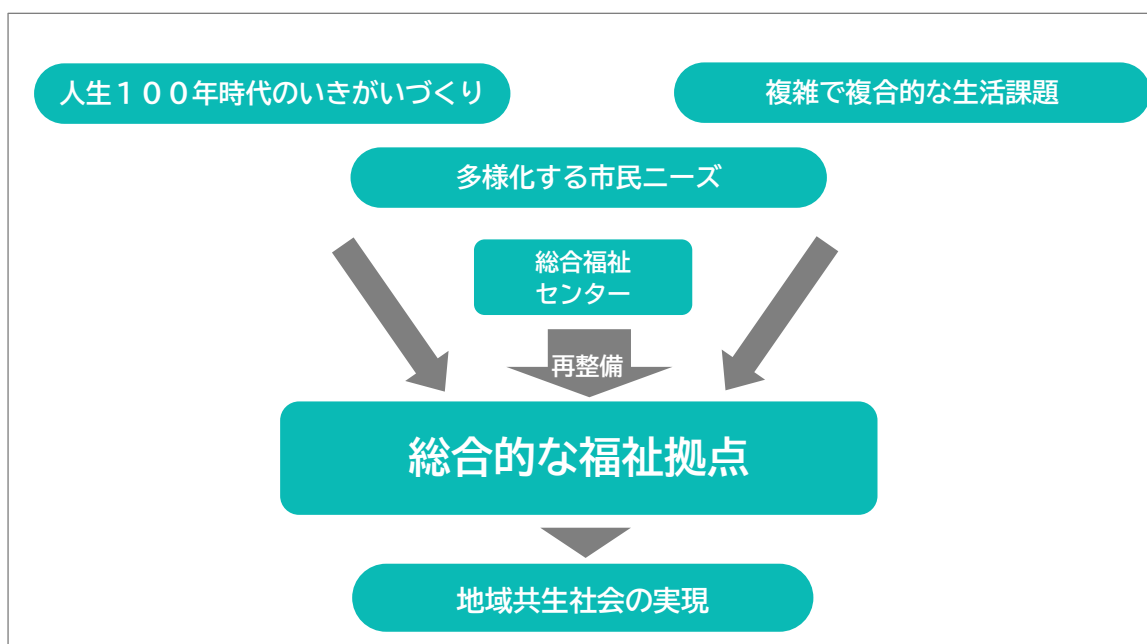
人生100年時代においては、あらゆる世代や分野の方々が出会い、学び合い、誰もが健康でいきがいを持ち、活躍できる地域共生社会を実現していくことが重要です。2030年には団塊ジュニア世代が60歳代を迎え、さらなる活躍の場の充実が求められるところです。

一方で、8050問題やダブルケア、生活困窮など、従来の福祉制度では十分に対応できない複雑で複合的な生活課題が顕在化しており、行政や支援機関、地域住民が連携し、当事者に寄り添った重層的で包括的な途切れのない支援体制の構築が必要です。また、核家族世帯や一人暮らし世帯の増加傾向も続いており、孤立・孤独を防止する観点から、出会いや交流、つながりの機会の重要性も高まっています。

加えて、技術の発展や時代の変化とともに、文化やスポーツ、学び、ボランティアなど、一人ひとりの趣味や市民活動の幅も大きく広がっており、規模や機能など公共施設に対する市民ニーズは多様化しています。

昭和55年に建設された総合福祉センターは、本市の福祉施策の中核的施設として、市内全域から多くの市民に利用されてきました。春日井市社会福祉協議会の活動拠点や各種相談支援窓口としても機能しており、長い歴史の中で、多くの市民の交流やつながりが育まれるとともに、「居場所」としての役割も全うしているところです。また、近隣住民が趣味活動に利用しており、地域に根差した身近な施設となっている一面もあります。

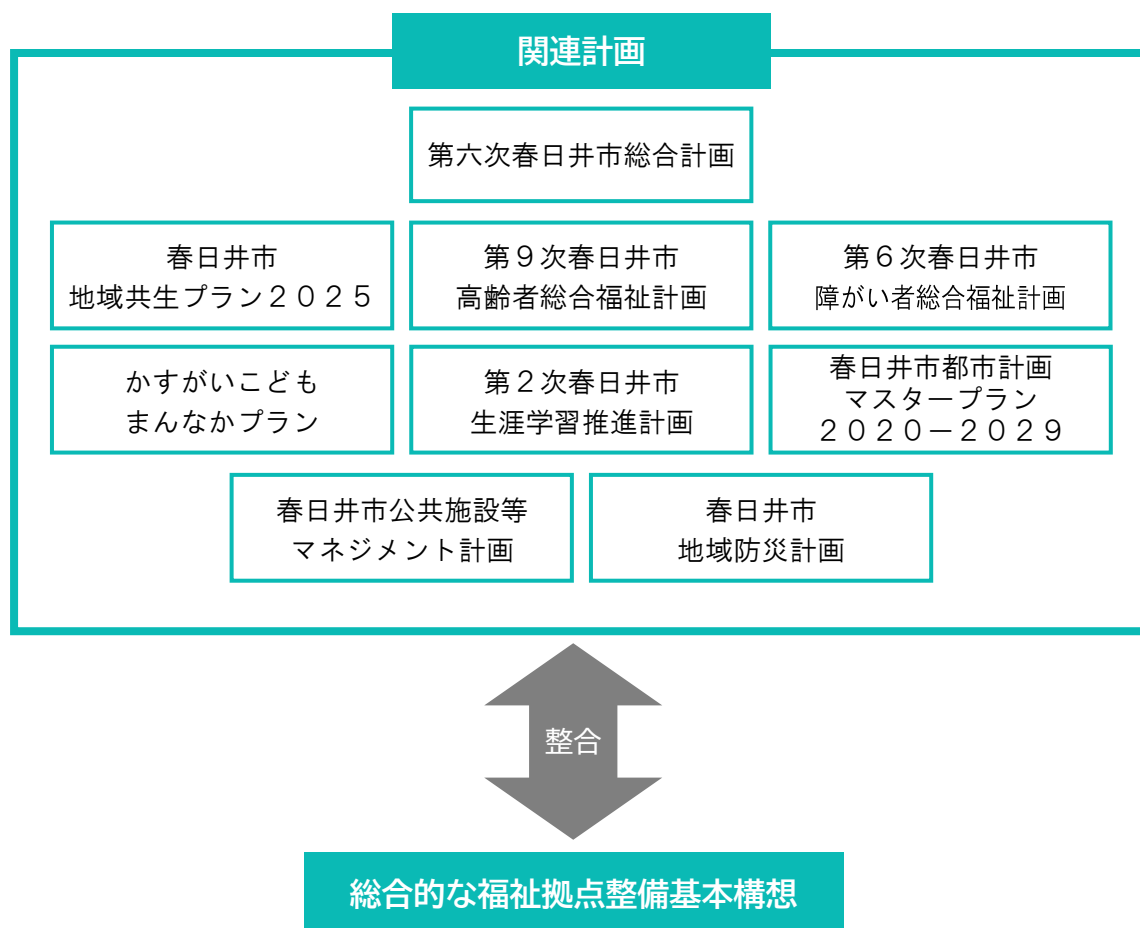
こうしたことから、市民の命と生活を守り、誰もが「いきがい」を持ち、自分らしく生活することができる地域共生社会の実現に向けた基幹的施設として、老朽化が進行している総合福祉センターを再整備し、新たに総合的な福祉拠点を創設することとしました。



2 関連計画

(1) 本構想の位置づけ

本構想は、総合計画、地域共生プラン、高齢者総合福祉計画を始め、関連する各種行政計画と整合を図りながら策定します。



(2) 各計画における位置づけ

① 第六次春日井市総合計画

市の将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」

政策分野2「健康・福祉」

「福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。」

② 春日井市地域共生プラン2025（令和7年3月策定予定）

基本理念「出会い つながり 支え合い みんな輝く やさしいまちづくり」

施策2 地区社協・ボランティア活動の推進

具体的な取組み3 ボランティア活動の活性化

・ボランティア支援機能の強化（総合的な福祉拠点の整備）

施策6 包括的な相談支援体制の強化

具体的な取組み2 多分野の相談支援機関の連携強化

・相談支援窓口の連携強化（総合的な福祉拠点の整備）

③ 第9次春日井市高齢者総合福祉計画

基本理念「家族の和、隣人の輪、地域の輪

誰もがいきがいをもち 共に歩み 支え合うまち かすがい」

基本目標1「いきがいをもち豊かな人生を送り続けることができるまちの実現」

具体的施策1-1-1

No.1 総合的な福祉拠点の創設

「人生100年時代を迎える中で、あらゆる世代や分野の人々が出会い、つながり、学び合い、誰もがいつまでも健康で、いきいきと活躍できる地域共生社会の実現に向け、『総合的な福祉拠点』を創設します。」

④ 春日井市都市計画マスタープラン2020-2029

基本理念「心地よく住む にぎわいを生む 元気が集う 春日井

～20年後も誇れる春日井であり続けるために～」

第3章 地域別構想

(3) 中部地域

まちづくりの目標

本市の中心的な拠点として多様な都市機能が集積する利便性の高い基盤づくりと、人とまちの好循環による魅力的なまちなかづくり

⑤ 春日井市公共施設等マネジメント計画

＜参考＞公共施設個別施設計画（令和7年3月一部改訂予定）における各施設の方針

■長期ビジョン

施設名	建築年度	第1期 (2020～ 2026年度)	第2期 (2027～ 2036年度)	第3期 (2037～ 2046年度)
総合福祉センター	1979	維持	建替え ↑	維持
福祉文化体育館	1984	維持	移転 (解体)	—
福祉作業所	1982	あり方の検討	解体	—

⑥ 春日井市地域防災計画

（地震災害対策計画）

総合福祉センターは、「防災拠点」に指定されています。

防災拠点（災害支援本部、指定福祉避難所などの機能を有する施設）

ア 防災拠点の指定及び圏域

全市域を9の防災圏域に区分し、それぞれの地域に防災拠点を指定する。

圏域は、徒歩又は自転車での移動が可能な概ね半径2kmの日常生活圏とする。

防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定一般避難所 (小学校等)
中部地区	総合福祉センター	神領小、篠木小、八幡小、篠原小、 鳥居松小、丸田小、南城中

イ 補完施設

防災圏域内の地理的条件、人口等に応じ、防災拠点の役割及び機能分担する補完施設を次のとおり指定する。

防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能
総合福祉センター	福祉作業所 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）

(※) 知的障がい者を受入。

（風水害等災害対策計画）

総合福祉センターと福祉作業所は、「指定福祉避難所」に指定されています。

指定福祉避難所

要配慮者を受け入れるための避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

指定福祉 避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、グリーンパレス春日井、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家
-------------	--

（注）第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入。

3 総合福祉センター敷地内にある施設の状況

浅山町にある総合福祉センターの敷地内には、総合福祉センターのほか、児童センター、福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）、福祉作業所が立地しています。



面積・土地利用規制等

所在地	浅山町1丁目2番61号	
面積	21,466.65㎡	
所有者	春日井市・一部民有地	
土地利用規制	用途地域 第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率60%、容積率200%） 近隣商業地域 （建ぺい率80%、容積率200%） その他 準防火地域 都市計画法第53条区域	

① 総合福祉センター

市内の障がいのある人、高齢者、児童、母子等が、娯楽やレクリエーション、研修会場として利用するほか、社会福祉活動や教養・文化活動に活用することを目的とした福祉活動の拠点施設。



ア 概要

- ・建設年 昭和55年
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・延床面積 4,267.71㎡
- ・施設の構成

名称		面積（㎡）	定員（人）
貸館	大ホール	488. ⁰	500
	小ホール	122. ⁶	100
	第1集会室	90. ⁰	50
	第2集会室	66. ⁷	40
	第3集会室	76. ²	45
	第4集会室	45. ⁰	20
	和室	179. ¹	150
	研修室	105. ⁹	40
	母子憩いの家	39. ⁰	20
	茶室	19. ⁵	6
事務所		438. ⁶	—
相談室		33. ⁸	—
教養娯楽室（囲碁・将棋）		35. ⁴	—

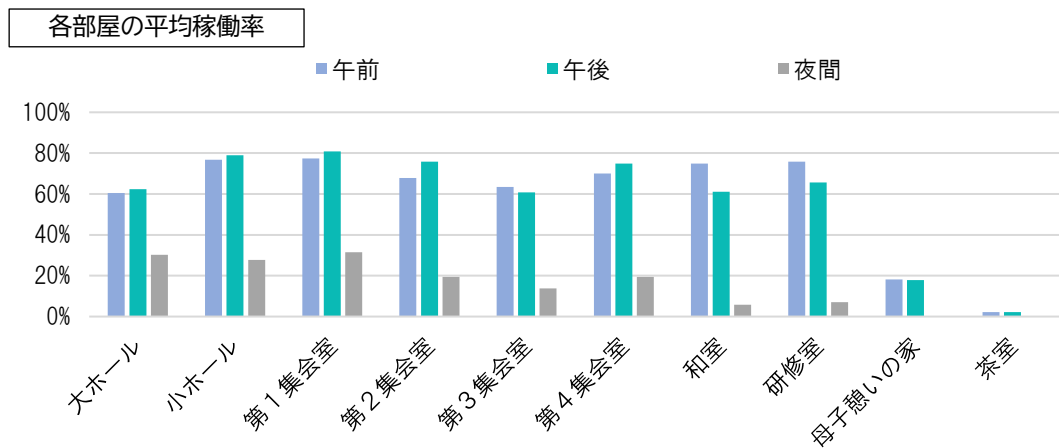
イ 法的位置づけ

施設種別		法的位置づけ	事業内容
総合福祉センター	障害者センター	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター（B型）	創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業
	老人センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センター（A型）	各種相談（生活相談、健康相談）、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養講座等の実施、老人クラブに対する援助等
	母子憩いの家	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	母子相談、生業指導、技能習得内職あつ旋等、保育、その他（必要に応じて、集会の開催、学生寮、宿泊施設、その他の事業）

ウ 利用状況（令和5年度）

■ 部屋別の平均稼働率

小ホールと1階にある集会室（第1、第2、第4）、和室、研修室の利用が他の部屋に比べ多くなっています。母子憩いの家と茶室はあまり利用されていません。

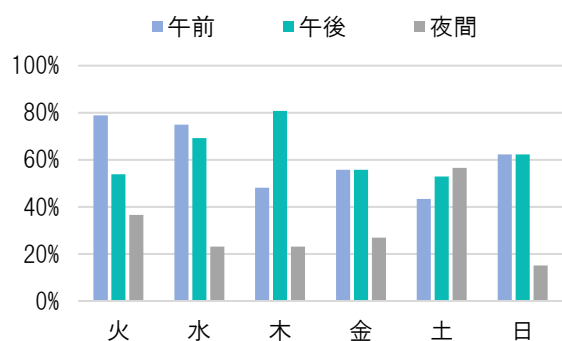


■ 利用率と利用目的

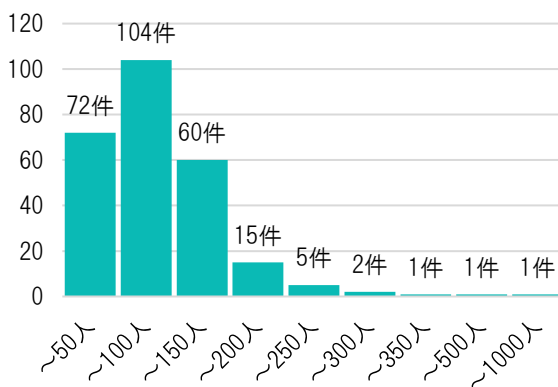
大ホール

会議利用、音楽活動、各種イベントでの利用が多くみられます。日中のほか、土曜日の夜間も多く利用されています。150人以下での利用が多い傾向にあります。

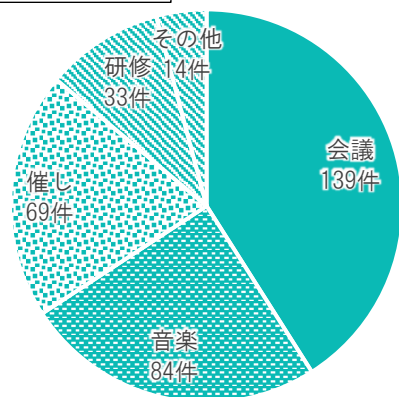
① 曜日・時間帯別稼働率



② 1件あたりの利用人数



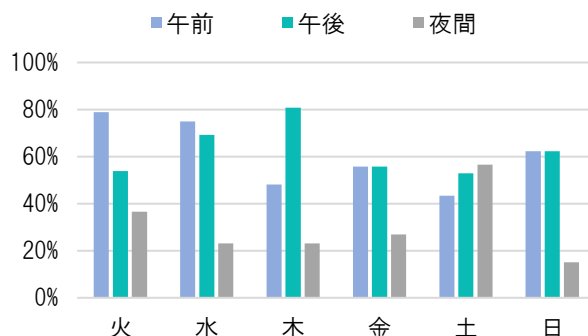
③ 目的別の利用件数



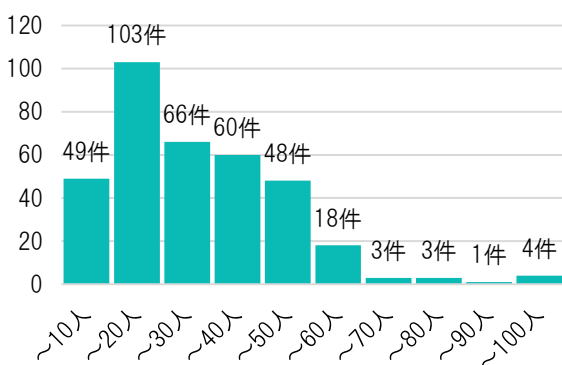
小ホール

会議利用のほか、音楽活動や講座等での利用が多くみられます。日中のほか、土曜日の夜間も多く利用されています。10～20人規模での利用が多い傾向にあります。

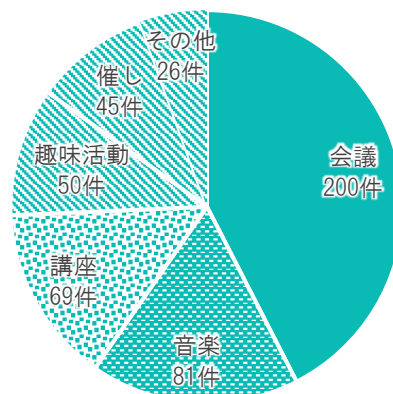
① 曜日・時間帯別稼働率



② 1件あたりの利用人数



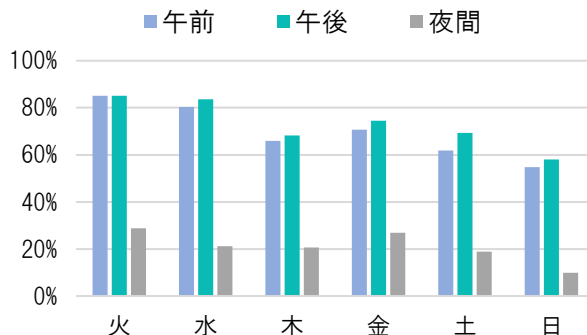
③ 目的別の利用件数



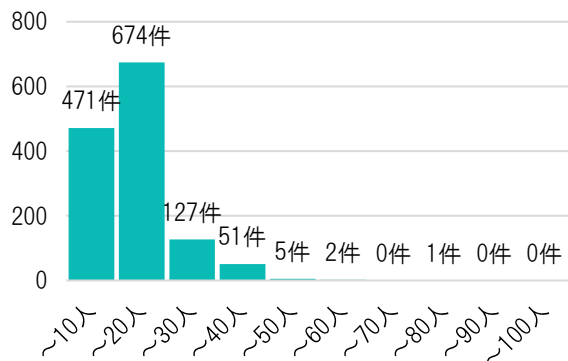
第1～第4集会室

会議利用のほか、趣味活動、音楽活動での利用が多くみられます。夜間の利用はあまりありません。20人までの利用が多い傾向にあります。

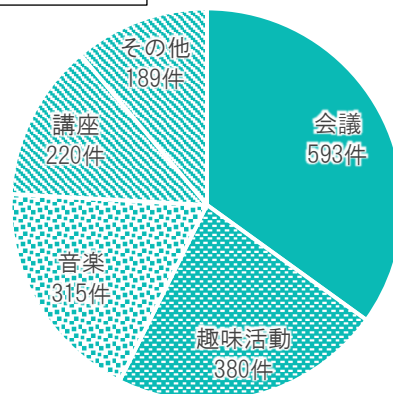
① 曜日・時間帯別稼働率



② 1件あたりの利用人数



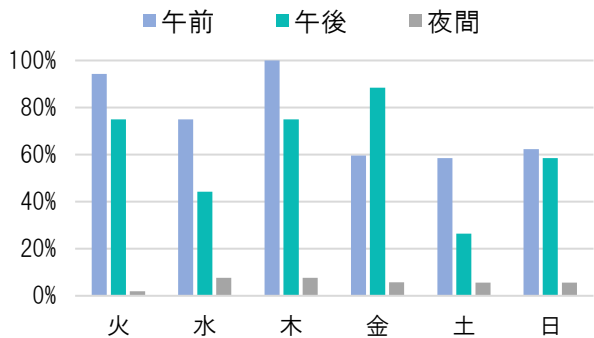
③ 目的別の利用件数



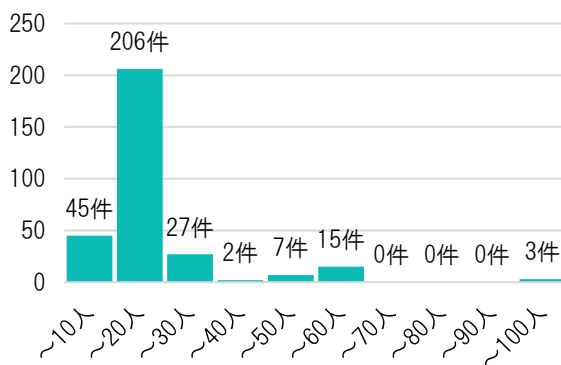
和室

ダンス、体操などの軽運動や、囲碁などの趣味活動での利用が多くみられます。夜間の利用はあまりありません。10～20人規模での利用が多い傾向にあります。

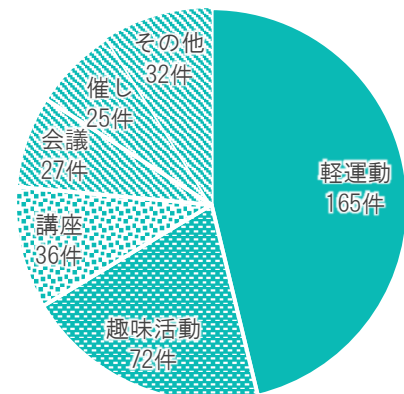
① 曜日・時間帯別稼働率



② 1件あたりの利用人数



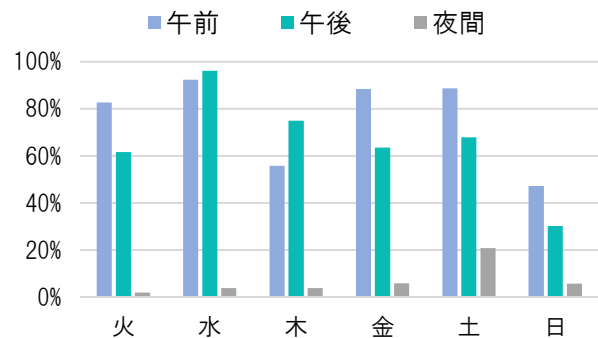
③ 目的別の利用件数



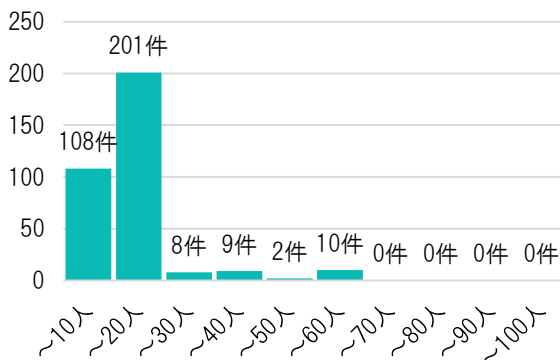
研修室

ダンスや体操などの軽運動や、音楽活動での利用が多くみられます。夜間の利用はあまりありません。20人までの利用が多い傾向にあります。

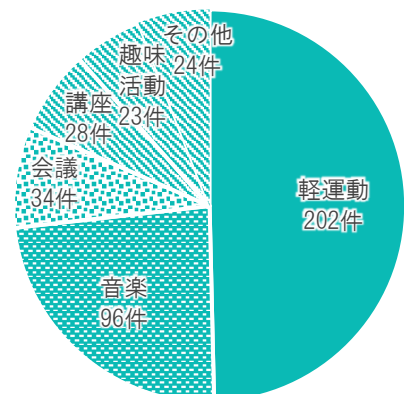
① 曜日・時間帯別稼働率



② 1件あたりの利用人数



③ 目的別の利用件数



エ 利用者の意見

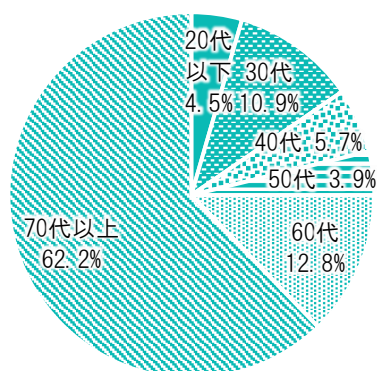
■ 利用者アンケート

利用者アンケートの結果によると、施設の利用者は、施設の近隣に居住している人が多くなっています。また、60歳以上の人が多い状況です。また、約93%の利用者が施設に満足しています。

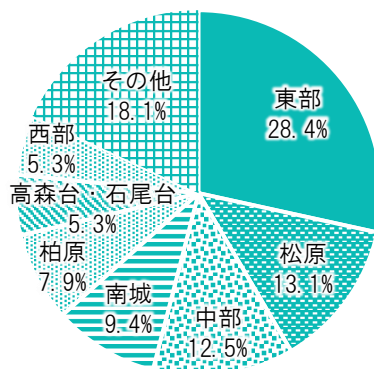
【利用者アンケートの概要】

対象	総合福祉センターの利用者
調査方法	①総合福祉センターの利用時に配布・回収 ②窓口に設置
調査期間	令和5年2月
回収数	804件

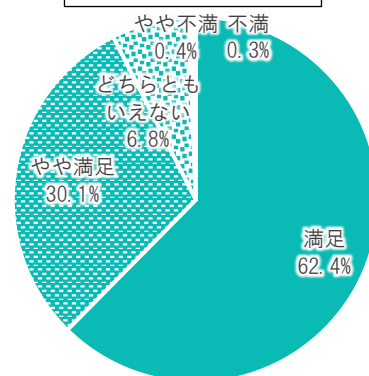
① 利用者の年齢



② 利用者の居住地
(日常生活圏域別)



③ 利用満足度



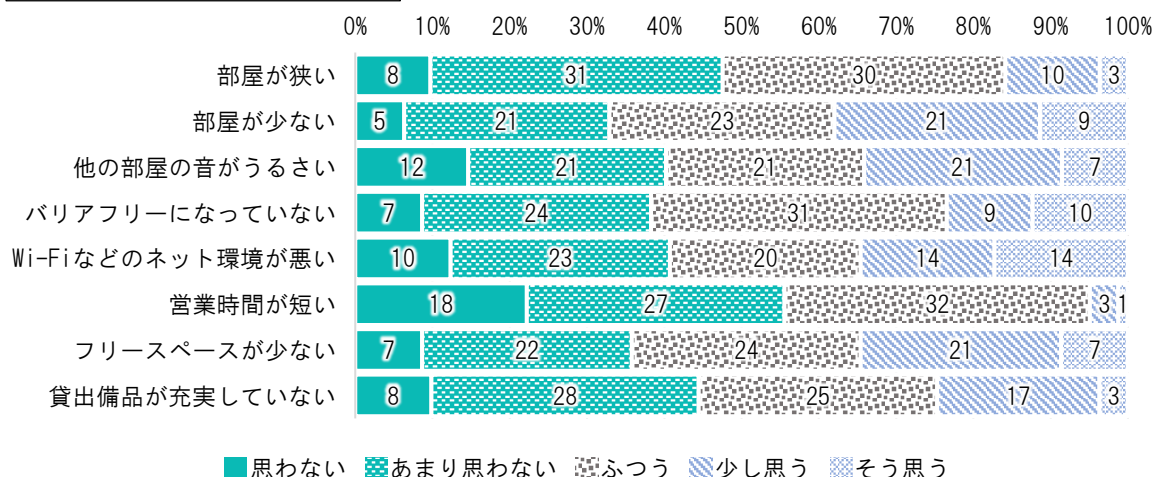
■ 登録団体アンケート

総合福祉センターに登録のある活動団体へのアンケート結果では、施設への満足度は比較的高い状況にあります。が、部屋数や、防音、インターネット環境、フリースペースに関しては、改善を望む意見がみられます。

【登録団体アンケートの概要】

対象	総合福祉センターに登録のある活動団体
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答
調査期間	令和6年7月
配布数(A)	87団体
回収数(B)	83団体
回収率(B/A)	95.4%

総合福祉センターについての意見



オ 施設管理についての課題

利用形態やニーズの変化などもあり、次のような課題を抱えています。

■ 防音性能の不足

施設の防音性能が不足しているため、相談室の会話が外部に漏れたり、音楽練習の音が他の部屋や近隣家屋に漏れたりすることがある。

■ バリアフリー

開き戸のドアノブが高い位置にあり、車いす利用者はドアの開閉に介助が必要であったり、雨天時の車での送迎の際、屋根付きの乗降用スペースが狭いため、複数で同時に使用できないなど、バリアフリーの観点から改善が望ましい箇所がある。

■ 経年劣化

昭和 55 年に建設され 40 年以上が経過しており、施設の老朽化による雨漏りや外壁、屋根、配管等の劣化・不具合がみられる。

② 児童センター

0歳から18歳未満のこどもを対象に、遊びを中心とした幅広い活動の機会を提供する施設。児童の遊びの場のほか、未就園の乳幼児とその保護者を対象としたひよこ教室や絵本の読み聞かせ、小・中学生対象の各種講座などを開催している。



ア 概要

- ・建設年 平成12年
- ・構造 軽量鉄骨造平屋建
- ・延床面積 374.00㎡
- ・施設の構成

名称	面積（㎡）
体力増進室	93. ⁸
児童図書室	58. ²
集会室	35. ⁰
遊戯室・体育ホール※	138. ¹
相談室（ことばの教室ほか）	87. ¹

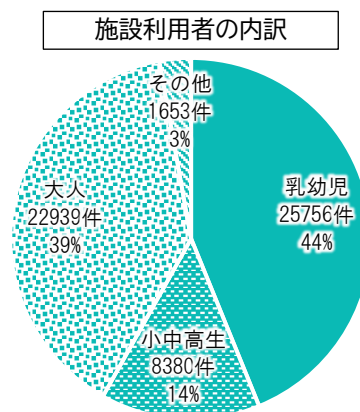
※総合福祉センター内に設置

イ 法的位置づけ

施設種別	法的位置づけ	事業内容
児童センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設（児童館）	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする

ウ 利用状況（令和5年度）

児童センターは、乳幼児とその保護者の利用が多く、比較すると小中高生が少ない傾向にあります。



③ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）

障がい者福祉の増進を図るため、健康の維持や体力の増進に加え、教養文化の向上及びスポーツやレクリエーションの場として利用可能な施設。



ア 概要

- ・建設年 昭和59年
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・延床面積 1,571.11㎡
- ・施設の構成

	名称	面積（㎡）	定員（人）
貸館	体育館	900	—
	音楽室	54	35
	多目的室	56	30

イ 法的位置づけ

施設種別	法的位置づけ	事業内容
福祉文化体育館	—	障がい者の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与

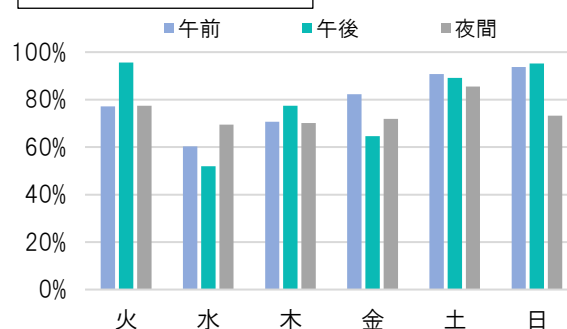
※雇用促進事業団（現独立行政法人雇用・能力開発機構）が勤労身体障害者教養文化体育施設として設置し、平成15年に市へ移管

ウ 利用状況

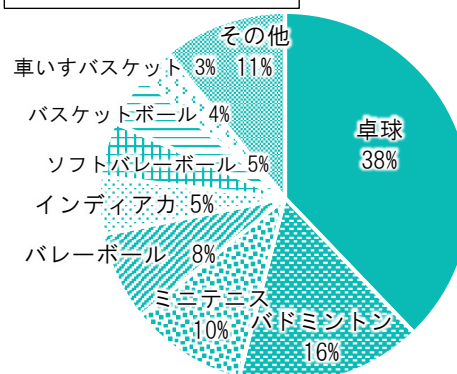
体育館は、曜日、時間を問わず利用率が高くなっています。卓球やバドミントン、テニス、バレーボール等、球技での利用が多く、また、車いすバスケットボール等の障がい者スポーツ、インディアカ、ボッチャ等のニュースポーツでの利用も多くみられます。

一方で、体育館には空調設備が設置されておらず、夏場の利用に課題があります。

① 曜日・時間帯別稼働率



② 利用目的の内訳



④ 福祉作業所

障がい者福祉の増進を図るため、生活介護事業や就労継続支援事業等を行う障がい者通所施設。

ア 概要

- ・ 建設年 昭和58年
- ・ 構造 鉄骨造平屋建
- ・ 延床面積 994.95 m²
- ・ 利用定員

事業種別	定員
生活介護事業	55人
就労継続支援B型事業	15人



イ 法的位置づけ

施設種別	法的位置づけ	事業内容
福祉作業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労継続支援B型）	【生活介護】 入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産機会の提供 【就労継続支援B型】 就労の機会を提供し、生産活動等の機会の提供を通じてその知識、能力の向上のために必要な訓練を供与

4 主な貸館施設の利用状況

主な貸館施設の令和5年度の利用状況は次のとおりです。

① ホール

施設名	収容定員（人）	利用件数（件）	利用率（%）	
			平日	土・日
文化フォーラム（視聴覚ホール）	198	528	44. ⁷	76. ⁹
東部市民センター	495	232	16. ⁹	32. ⁷

② 展示スペース

施設名	面積（㎡）	利用件数（件）	利用率（%）
市役所（市民サロン）	109	269	73. ⁷
文化フォーラム（ギャラリー）	328. ⁵	265	84. ⁹

③ 体育館

施設名		面積（㎡）	利用件数（件）	利用率（％）	
総合体育館	第1競技場	2,687	1,371	88. ⁸	
	第2競技場	802	1,037	91. ⁷	
落合公園体育館		1,593	1,446	84. ¹	
グリーンパレス春日井		792	9,035	83. ⁶	
レディヤンかすがい（多目的ホール）		558. ⁹	1,666	65. ⁴	
味美ふれあいセンター（ホール）		309. ⁹	1,278	72. ⁶	
南部ふれあいセンター（ホール）		377. ¹	1,551	84. ⁶	
西部ふれあいセンター（ホール）		466. ⁸	1,621	87. ³	
高蔵寺ふれあいセンター（ホール）		327. ²	1,304	79. ⁴	
中央公民館（ホール）		237	860	50. ⁶	
知多公民館（ホール）		716	2,022	92. ²	
坂下公民館（ホール）		300	1,382	71. ⁵	

④ 音楽練習室

施設名		面積（㎡）	利用件数（件）	利用率（％）	
				平日	土・日
ハーモニー春日井 （青年の家）	ホール	319	378	27. ⁶	63. ⁸
	第1～第4研修室	66×2、25×2	3,059	83. ⁶	82. ⁹
	会議室	23	481	55. ¹	47. ⁸
	プレイルーム	110	552	62. ⁵	56. ²
	和室A・C	15畳、48畳	403	25. ⁴	16. ²
東部市民センター	第1音楽室	63	343	34. ⁸	24. ⁴
	第2音楽室	46	362	28. ⁴	46. ²

⑤ 料理教室

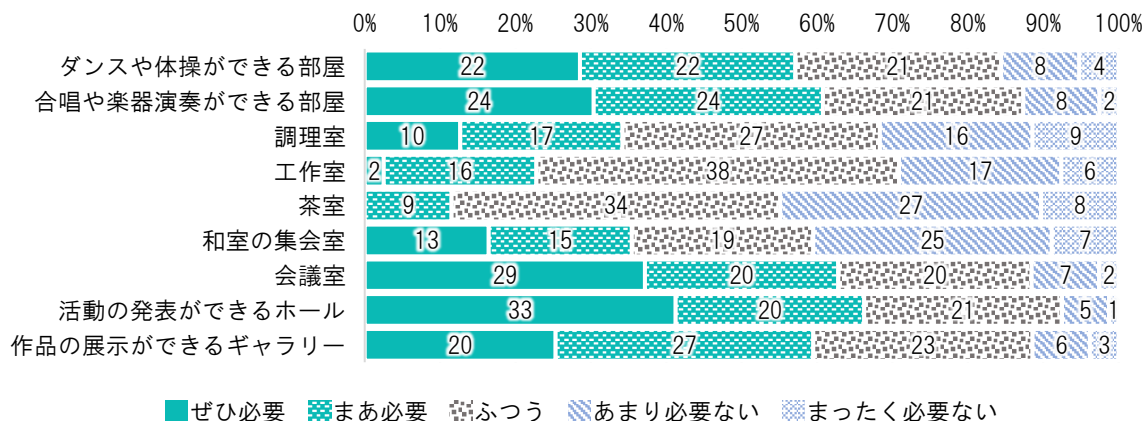
施設名		面積（㎡）	利用件数（件）	利用率（％）	
				平日	土・日
東部市民センター		113. ¹	110	12. ²	5. ¹
レディヤンかすがい		99. ⁹	129	13. ⁷	5. ¹
味美ふれあいセンター（料理・工作室）		67. ⁷	85	12. ⁰	2. ⁷
南部ふれあいセンター（料理・工作室）		66. ⁹	159	11. ⁷	5. ⁴
高蔵寺ふれあいセンター（料理・工作室）		58. ⁵	205	23. ³	
西部ふれあいセンター（料理・工作室）		87. ⁴	85	7. ⁶	1. ⁸
知多公民館（料理・多目的室）		55	112	13. ¹	
坂下公民館		66	109	12. ⁶	

5 市民のニーズ

■ 登録団体アンケート

総合福祉センターに登録のある活動団体へのアンケート結果（P10 参照）では、「活動の発表ができるホール」、「会議室」、「合唱や楽器演奏ができる部屋」、「作品の展示ができるギャラリー」、「ダンスや体操ができる部屋」のニーズが高くなっています。

新しい施設の部屋について、該当する選択肢に○をつけてください



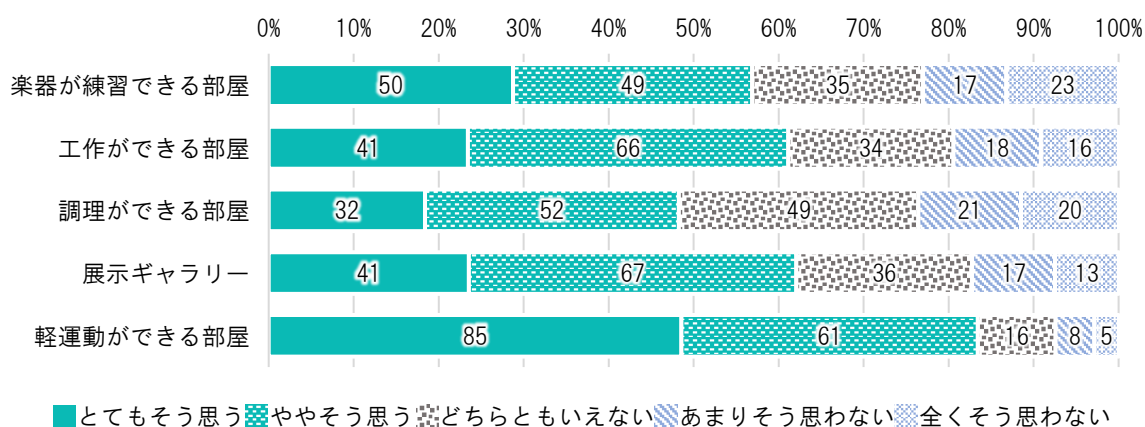
■ 市民アンケート

市民アンケート結果では、過半数の人が「軽運動ができる部屋」、「展示ギャラリー」、「工作ができる部屋」、「楽器が練習できる部屋」を利用したいと回答しています。特に「軽運動ができる部屋」のニーズが高くなっています。

【市民アンケートの概要】

対象	全市民
調査方法	あいち電子申請・届出システムを用いたWEBアンケート
調査期間	令和6年8月1日～令和6年8月31日
回答数	175件

新しい施設に次のような機能がある場合、あなたは利用したいと思いますか。



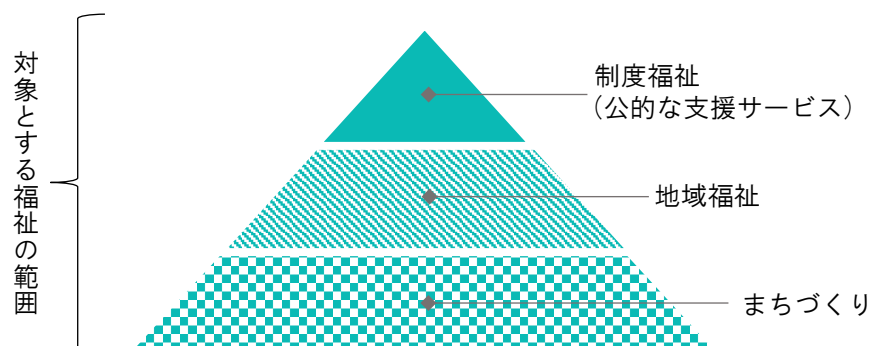
Ⅱ 整備構想

1 基本的な考え方

① 総合的な福祉拠点における「福祉」の位置づけ

- 平均寿命が延伸する中で、心身の健康を維持・増進していくためには、仕事や文化・スポーツなどの趣味活動、ボランティア活動に取り組むなど、人や社会とつながり、生涯を通じて自分らしく活躍することが必要です。
- 一方で、8050問題やダブルケア、虐待、社会的孤立、差別、排除、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、従来の福祉制度では十分に対応できない複雑で複合的な生活課題が顕在化しており、行政や支援機関、地域住民が連携し、当事者に寄り添った支援体制の構築が必要です。
- 人生100年時代にふさわしい「福祉」は、公的な支援サービスなどの制度に限らず、地域福祉やまちづくりまで包含するより広範な視点を持つことが必要です。

総合的な福祉拠点（以下「福祉拠点」という。）は、誰もが安心して自分らしくいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、居場所を提供し、健康づくり、つながりやいきがいの創出を推進するとともに、相談や支援の体制を充実し、市民一人ひとりの人生を鮮やかに彩り、より多くの市民の福祉を実現する施設をめざします。



② 施設のめざす姿

- 福祉拠点は、地域共生社会を実現するための基幹的施設を想定しています。高齢者や障がいのある人、生きづらさを抱える人、困っている人などの居場所となり、いきがいつくりに寄与する施設とします。
- 基幹的施設と地域包括支援センター、相談支援事業所の有機的連携により、身近な地域で誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現をめざします。

2 基本理念（コンセプト）

基本的な考え方を踏まえた福祉拠点の基本理念（コンセプト）は、次のとおりです。



3 整備の視点

福祉拠点は、次の4つの視点に基づき整備を進めます。

① より多くの市民に親しまれる施設の整備

趣味やボランティア、文化、学びなど、幅広い活動に対応するとともに、ユニバーサルデザインの環境を取り入れ、居場所や交流・学び合いの場など、対象や世代を超えて、より多くの市民が利用し、親しまれる施設をめざします。

② いのちと生活を支える行政機能の整備

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、属性を問わない福祉の総合的な相談支援拠点の整備をめざします。また、大規模災害時に、高齢者、障がいのある人などの配慮を要する人も安心して過ごせる避難所機能の整備をめざします。

③ 市民活動・ボランティア活動の支援拠点の整備

市民活動のさらなる活性化を促進するため、市民活動支援センターを中心に実施しているNPO団体の支援と総合福祉センターで実施しているボランティア団体の支援の機能を統合、強化することにより、市民活動のさらなる活性化をめざします。

④ 維持管理コストを抑制し、将来にわたって持続可能な施設の整備

限られた財源の中で、将来にわたって市民に施設サービスを提供し続けるため、必要な機能を維持する中で、ライフサイクルコストの低減を意識した整備をめざします。

4 整備方針

① 想定する機能

ア 既存の相談支援機能の集約

８０５０問題や孤立・孤独など、多様化・複雑化する市民の困りごとについて、的確かつ迅速に対応するため、市役所や総合福祉センターのそれぞれの窓口で対応してきた相談支援機能を集約します。また、個室を整備し、利用者が安心して相談できる環境を確保します。

イ 市民活動・ボランティア活動の支援

市民活動支援センターを中心に実施しているＮＰＯ団体の支援と総合福祉センターで実施しているボランティア団体の支援の機能を統合します。また、団体同士の交流や情報交換、市民への情報発信など、市民活動を支援する拠点的功能を整備します。

ウ 利用しやすい貸館施設

あらゆる世代や属性の人々が、文化やスポーツ、学び、交流、ボランティアなどの活動を行うことができる施設を整備します。

多目的室と音楽練習室は、防音性能を強化し、周囲の静穏を妨げないように配慮します。

エ 居心地のいいフリースペース、参加支援の場

自由な来館・滞在が可能なフリースペースを整備します。あわせて、多くの人が集い、楽しむことができる娯楽スペースを整備します。また、中間的就労（働きづらさを抱える人に一定の配慮と支援をすることで働くことを促進する取組）の場を整備します。

② デジタル技術の活用

デジタル技術を積極的に活用し、利用者の利便性を高めるとともに、高齢者や障がいのある人がデジタル技術に親しむ機会を創出し、利便性の高い施設をめざします。

《例》

・デジタルサイネージ ・フリーWi-Fi ・オンライン会議システム ・eスポーツ
・キャッシュレス決済 ・QRコード活用 ・施設予約 ・デジタルサポート窓口

③ 防災機能の強化

現在、総合福祉センターは、指定福祉避難所に位置付けられており、地震災害時には、市中部地域の防災拠点にもなっています。同一敷地での整備となる福祉拠点についても、同様の役割を担うこととなるため、大規模災害時に高齢者、障がいのある人その他の配慮を要する人が安心して過ごすことができる避難所や応急対策活動を行う防災拠点として、必要な機能を整備します。また、新たに敷地内に耐震性防火水槽を設置するなど、地域の防火体制を強化します。あわせて、防災倉庫を整備し、物資の備蓄体制を強化します。

④ 来館者の交通アクセスの確保

市内各所からの来館をスムーズに行うため、施設規模に応じた十分な駐車場を確保します。あわせて、公共交通などの有効活用を検討します。

⑤ 福祉作業所のあり方

福祉拠点の整備期間中は、工事に伴う騒音を避けることが難しく、施設の利用者が安心して過ごすことができるサービス環境を提供することが困難になることが見込まれます。加えて、施設が老朽化しており、トイレなどのバリアフリー機能も現在の水準に比し不十分であることから、解体することとします。なお、現在、福祉作業所を利用されている方へのサービス提供については、長期的な視点から、一人ひとりのニーズに応じた最適な環境のあり方について検討していきます。

⑥ 福祉文化体育館のあり方

福祉文化体育館は、障がいのある人を対象とした施設ですが、広く一般にも利用されており、利用率も高いことから、福祉拠点の整備にあわせて解体し、福祉拠点に同程度の体育館機能を整備することとします。

⑦ 児童センターのあり方

児童センターは、市中部地区の児童館として多くのこどもたちに親しまれています。平成12年に建築された施設ですが、施設管理の合理性の観点から、福祉拠点に同程度の児童館機能を含めることとします。

⑧ 整備にあたっての総合福祉センターの機能の維持

総合福祉センターは、本市の福祉施策の中核的施設として、市内全域から多くの市民に利用されており、貸館施設や各種相談支援の窓口として機能しています。

福祉拠点の整備にあたっては、工事期間中においても、できる限り総合福祉センターの機能を停止することなく、既存の相談窓口機能や貸館機能を維持する方針です。

5 法的位置づけ

福祉拠点は、老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター、身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センター及び児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設に位置づける中で、すべての市民が利用できる施設として整備します。

6 施設の規模・整備手法

① 施設の規模

「4 整備方針」に基づく必要な延床面積は、約6,500㎡と想定されます。

既存の総合福祉センターの大規模改修では、整備期間中において機能を維持することや、福祉といきがいに関する機能及び施設のバリアフリーに関するニーズに十分に応えることが困難なことから、既存の施設を解体し、新たに整備することとします。

<機能ごとの想定床面積>

ア 相談支援機能

機能	面積・数量（概算）
基幹型地域包括支援センター	40㎡
基幹相談支援センター	40㎡
地域包括支援センター東部	40㎡
高齢者・障がい者権利擁護センター	20㎡
その他の相談支援機能	600㎡
相談室	12㎡×6室

イ 市民活動・ボランティア活動支援機能

機能	面積・数量（概算）
市民活動・ボランティア活動支援コーナー	120㎡
情報発信コーナー	20㎡
印刷、作業スペース、団体用ロッカー	70㎡
レンタルオフィス	30㎡
打ち合わせ、交流スペース	100㎡

ウ 貸館機能

機能	面積・数量（概算）
体育館	1,000㎡
軽運動室（児童センターと共用）	150～200㎡
ホール	600㎡
ギャラリー	100～200㎡
音楽練習室	30～100㎡
自習室	50～100㎡
多目的室	100㎡
会議室	50㎡×6室

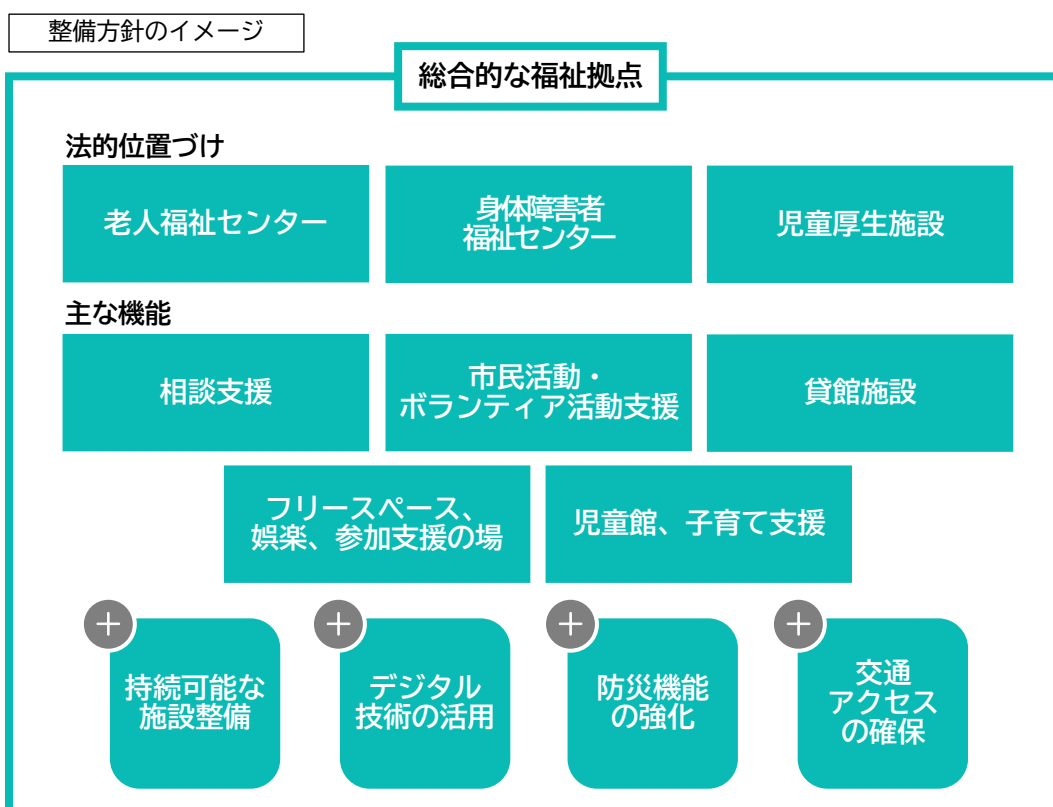
エ フリースペース、娯楽、参加支援機能

機能	面積・数量（概算）
ロビー、交流スペース	400㎡
カフェ（就労体験（中間的就労）を兼ねる）	100㎡
娯楽スペース（囲碁・将棋など）	100㎡
健康見守り・育児相談コーナー	25㎡
雑誌、漫画コーナー	50㎡

オ 児童館、子育て支援機能

機能	面積・数量（概算）
児童センター	400㎡

※一部軽運動室と共用



② 整備手法

福祉拠点とは、基幹型地域包括支援センターや基幹相談支援センター、高齢者・障がい者権利擁護センターなどの相談機能とともにボランティア活動や地域活動の支援機能を有する施設となることを想定しています。これらの機能をはじめ、福祉拠点を中心に展開することとなる事業の多くは、市が春日井市社会福祉協議会に委託して実施しており、同協議会にはケースワーカーや相談員、地域福祉コーディネーターなど、経験や知識が豊富な人材、運営のノウハウなど、有形無形の財産が蓄積されています。また、長年にわたる総合福祉センターの管理運営を通じ、障がいの有無にかかわらず、幅広い世代を対象とした各種講座やイベントを開催し、住民福祉の向上に寄与してきました。

福祉拠点においては、これまで同協議会が培ってきた知見を有効に活用し、市と同協議会が両輪となって、「いのちと生活を守る包括的な支援」と「人生１００年時代のいきがいの創出」に取り組むことが最も効果的であると考えられます。

整備にあたっては、施設に必要な機能水準を確保する中で、同協議会による安定的な事業の継続を前提に、整備費用や将来にわたる維持管理費用を可能な限り縮減することを念頭に置き、PPP／PFIの導入可能性調査を実施したうえで、長期的な視点から最も有利な手法について多角的に検討します。